

特別養護老人ホーム楽生苑 利用料金表 〈個室〉

〈介護福祉施設サービス費・居住費・食費〉

平成30年 4月 1日現在

介護認定	所得区分	居住費	食費	介護保険 基本料金	合計金額	合計金額	合計金額	合計金額
					(1日) 1割負担の方	1ヶ月(30日)あたり 1割負担の方	(1日) 2割負担の方	1ヶ月(30日)あたり 2割負担の方
要介護1	1段階	320	300	557	1,177	35,310	2,354	70,620
	2段階	420	390		1,367	41,010	2,734	82,020
	3段階	820	650		2,027	60,810	4,054	121,620
	上記以外の方	2,000	1,420		3,977	119,310	7,954	238,620
要介護2	1段階	320	300	625	1,245	37,350	2,490	74,700
	2段階	420	390		1,435	43,050	2,870	86,100
	3段階	820	650		2,095	62,850	4,190	125,700
	上記以外の方	2,000	1,420		4,045	121,350	8,090	242,700
要介護3	1段階	320	300	695	1,315	39,450	2,630	78,900
	2段階	420	390		1,505	45,150	3,010	90,300
	3段階	820	650		2,165	64,950	4,330	129,900
	上記以外の方	2,000	1,420		4,115	123,450	8,230	246,900
要介護4	1段階	320	300	763	1,383	41,490	2,766	82,980
	2段階	420	390		1,573	47,190	3,146	94,380
	3段階	820	650		2,233	66,990	4,466	133,980
	上記以外の方	2,000	1,420		4,183	125,490	8,366	250,980
要介護5	1段階	320	300	829	1,449	43,470	2,898	86,940
	2段階	420	390		1,639	49,170	3,278	98,340
	3段階	820	650		2,299	68,970	4,598	137,940
	上記以外の方	2,000	1,420		4,249	127,470	8,498	254,940

※上記は30日で計算した場合の目安です。

単位(円)

〈各種加算項目〉

日常生活支援加算(Ⅰ)	36/日(72/日)	入所者の重度化対応の算定要件を満たした場合
栄養ケアマネジメント加算	14/日(28/日)	栄養ケア・マネジメントを実施した場合
個別機能訓練加算	12/日(24/日)	個別に機能訓練を実施した場合
看護体制加算(Ⅰ)口	4/日(8/日)	常勤看護師配置の場合
看護体制加算(Ⅱ)口	8/日(16/日)	看護師数が基準以上で連絡体制が整っている場合
配置医師緊急時対応加算	650/円(1300/円)	配置医師が早朝・夜間に施設を訪問して診療を行った場合
	1300/円(2600/円)	配置医師が深夜に施設を訪問して診療を行った場合
夜勤職員配置体制加算(Ⅲ)口	15/日(30/日)	看護職員又はたん吸引のできる介護職員を配置した場合
若年性認知症入所者受入加算	120/日(240/日)	若年性認知症利用者を受け入れた場合
経口維持加算(Ⅰ)	400/月(800/月)	摂食障害や誤嚥を有する入所者が対象
療養食加算	6/回(12/回)	1食を1回として療養食を提供した場合
看取り介護加算(Ⅱ)	144/日(288/日)	死亡日以前4日以上30日以下については1日につき算定
看取り介護加算(Ⅱ)	780/日(1560/日)	死亡日の前日及び前々日の2日間のみ算定
看取り介護加算(Ⅱ)	1580/日(3160/日)	死亡日について算定
褥瘡マネジメント加算	10/月(20/月)	褥瘡発生予防のために計画的管理を行った場合(3ヶ月に1回)
排泄支援加算	100/月(200/月)	排泄に関して計画的に支援した場合(支援開始から6ヶ月以内)
低栄養リスク改善加算	300/月(600/月)	低栄養状態改善のため栄養管理を行った場合
再入所時栄養連携加算	400/月(800/月)	医療機関の管理栄養士と連携して栄養管理を行った場合
外泊時費用	246/日(492/日)	病院等へ入院した場合及び居宅など外泊を認めた場合(月6回限度)
初期加算	30/日(60/日)	入所日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入所も同様)
退所前訪問相談援助加算	460/日(920/日)	退所前に退所後の居宅サービスについて相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	460/日(920/日)	退所後30日以内に入所者を訪問して相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	400/日(800/日)	退所後の生活、住環境に関する相談援助を行った場合
退所前連携加算	500/日(1000/日)	退所後の居宅におけるサービス利用上必要な調整を行った場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位数総合計の8.3%	

※()内は負担割合が2割の場合の金額です。

単位(円)

※各種加算には入所者全員に算定する加算と該当する入所者のみに算定する加算があります